

平川市「食・農・観の活性化拠点」の整備に関する サウンディング型市場調査 実施要領

1.調査の背景・目的

平川市は、豊かな地域資源を活かし、市のさらなる経済発展に向け、今後私たちが目指すべきまちづくりの将来像と進むべき方向性を定めた『平川市産業振興に係る基本構想』を策定しました。

基本構想では、平川市の新たな魅力づくりやコミュニティの創出に大きく貢献することはもちろん、そこで売のための新たな農産物・加工品の生産を促進するほか、「ヒトの流れ」と「モノの流れ」を新たに作り出し、交流人口の拡大や外貨獲得の起爆剤となるとして、「食・農・観の活性化拠点」の整備が必要とされています。

令和6年度には市場性や民間事業として実現可能なアイデアなど幅広く意見を聴き、整備運営手法の方向性などの検討材料にすることを目的としたサウンディング調査を行いました。

今年度の調査では、「食・農・観の活性化拠点」の整備を目指すにあたり、導入機能への意見、持続可能な運営方法・収益を生む運営方法のアイデア、事業への関心等を把握し、拠点施設整備の事業化を検討します。

なお、本調査において提示する「導入機能・規模・費用負担」等は、すべて現時点で本市が整理した構想案です。今後、サウンディング参加事業者さまからのご意見・ご提案等を踏まえ、導入機能の追加・削除・変更、規模の増減等を検討します。

食・農・観の活性化拠点施設の概要

コンセプト	「平川市の農業や食で人と人がつながってワクワクする拠点」
想定敷地面積	約 47,000 m ²
想定延床面積	約 8,725 m ²
想定機能	交流機能（屋内遊び場等）、 情報発信機能（小規模ミュージアム等）、 観光機能（ねぶた展示館等）、 物販・飲食機能（産直・レストラン等） 他 ※事業概要資料をご参照ください

2.調査予定

調査は以下の日程で行います。調査への参加手続き等については、「4. サウンディングの手続き」をご参照ください。

日程	項目
令和7年11月5日（水）	実施要領等の公表
令和7年11月28日（金）	サウンディングの参加申込期限
令和7年12月5日（金）	事前調査票の提出
令和7年12月16日（火）～17日（水）	サウンディングの実施
令和8年1月下旬	調査結果の公表

3.調査内容

本調査では、主に以下の事項についてご意見をお伺いします。

(1) 導入機能・規模について

資料1 事業概要資料 p.4「表：食・農・観の活性化拠点施設の想定機能・規模」をご参照ください。

- 1) コンセプトを実現するための施設として、現状の想定機能での過不足や新たに提案する機能等、また、施設規模の妥当性等へのご意見をお聞かせください。(施設全般へのご意見)
- 2) 食・農・観の活性化拠点において、各機能への集客を図るための工夫やアイデア、また運営の考え方等がございましたら、ご意見をお聞かせください。(施設全般へのご意見)
- 3) ねぶた展示館の整備について、現在、市役所の敷地に設置されているねぶた展示館(「世界一の扇ねぶた」1台を格納)の移設・再整備として、「食・農・観の活性化拠点」に新たにねぶた展示館を整備し、平川市内のねぶたを集約・展示することを想定しています。ねぶたを集約・展示することや展示方法に対してのご意見、また、体験プログラムの提供、ねぶたを絡めたイベントの実施など集客施設とするためのアイデアがございましたらお聞かせください。
- 4) シードル工房の整備について、りんごを主とした地元特産品のブランド化として、醸造から提供までを行うシードル工房を整備することを想定しています。この拠点に整備することについてのご意見をお聞かせください。
- 5) 雪室の整備について、雪の有効活用として、雪室の整備を想定しています。この拠点に整備することについてのご意見をお聞かせください。

(2) 冬季利用について

集客力の向上として、冬季でも活用できる施設計画が必要と考えています。屋内外を問わず、冬季の活用に関する新たな機能の導入提案、施設利用やイベントのアイデアなどがございましたら、ご意見をお聞かせください。

(3) 施設利用料について

資料1 事業概要資料 p.7「表：費用負担」に示すとおり、機能の一部は利用料の徴収を想定しています。各機能について、有料とすべき機能や無料とすべき機能へのご意見、また、有料機能について利用料収入で維持管理・運営費を賄うことは可能と考えるか等のご意見をお聞かせください。

(4) その他

- 1) 本事業について(活性化拠点を整備することについて)、平川市に立地することの優位性や課題について、ご意見があればお教えください。
- 2) 農業の活性化や地域活性化に関する優れたアイデアがあれば教えてください。
- 3) 本事業が実施された場合、事業への参画について貴社のお考えをお聞かせください。また、参画する場合の役割(設計・施工・維持管理運営等)をお聞かせください。
- 4) 本事業が実施された場合、市内企業と協力して事業を実施することを期待していますが、協力体制づくりが可能でしょうか。
- 5) その他、事業全体に関するご意見等ありましたら教えてください。

※令和7年12月5日(金)17時まで、様式1「事前調査票」をご記入の上、提出をお願いいたします。(「4 (3) 事前調査票の提出」参照)

※事前に回答可能な範囲で結構ですので、ご記入ください。事前の回答が難しい場合は空欄とし、対話の中でご意見いただいても構いません。

4. サウンディングの手続き

(1) 実施要領等の公表及び資料の提供

平川市 HP に、本実施要領とともに以下の資料・様式を公表しています。

- ・ 資料 1 平川市「食・農・観の活性化拠点」の整備 事業概要資料
- ・ 様式 1 事前調査票

(2) サウンディングへの参加申し込み

以下に示す日程でサウンディング調査を実施します。以下の申込先より、必要事項を記入の上お申し込みください。お申し込みいただいたご担当者あてに、実施日時・場所等の詳細を電子メールにて個別にご連絡いたします。

申込期限：令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時

申 込 先：[サウンディング調査 参加申込フォーム](#)

日 時：令和 7 年 12 月 16 日（火）～17 日（水）（対面／WEB）

会 場：平川市役所（本庁舎）4 階 委員会室 2

(3) 事前調査票の提出

「3. 調査内容」に関して、現時点でのお考えを「様式 1 事前調査票」に可能な範囲でご記入の上、件名を「【事前調査票】平川市「食・農・観の活性化拠点」の整備サウンディング型市場調査」として電子メールにてご提出ください。

提出期限：令和 7 年 12 月 5 日（金）17 時まで

提出先：「6. 問合せ先・提出先」のとおり。

(4) 当日の流れ

当日は、「3. 調査内容」の項目に沿って、対話形式で進めさせていただきます。なお、項目に関わらず、ご質問させていただく場合がございますので、その際は、率直なご意見をお聞かせください。また、参加事業者様からの確認事項や質問がありましたら、ご意見をお寄せください。

なお、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、個別・非公開で実施します。

所要時間は、1 時間程度を想定しています。対面での参加の場合は、1 社につき 3 名以内でお願いいたします。

(5) サウンディング型市場調査の実施結果の概要公表

サウンディングの際にいただいた意見は、概要としてまとめ、後日公表します。ただし、参加事業者のノウハウにあたる事項については、公表しません。公表できない情報については、サウンディングの際に必ずその旨をお知らせください。公表内容は、参加事業者に事前に確認いたしますので、公表内容の確認にご協力をお願いします。

5.留意事項

- ・ サウンディングの内容は、事業実施条件や、募集要項等作成の参考とさせていただきます。
- ・ サウンディングへの参加実績が、事業が実施された場合の応募の条件となることはありません。
- ・ サウンディングへの参加実績は、事業が実施された場合の事業者公募の際の評価の対象とはなりません。
- ・ 参加事業者の名称及び企業のノウハウに係る内容は公表しません。ただし、平川市情報公開条例（平成 18 年平川市条例第 13 号）等関連規定に基づき公開の対象となることがあります。
- ・ サウンディングでの発言は、市・事業者ともに想定のものとし、今後の事業を拘束するものではありません。
- ・ 必要に応じ、追加のヒアリング、文書照会、アンケート等を実施することがあります。
- ・ 参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・ サウンディング調査において知り得た情報を、許可なく第三者に公開・漏洩等することは禁止します。
- ・ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 次に該当する方は、サウンディングへの申し込みはできません。
 - ① 法人又は法人のグループではない者
 - ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者
 - ③ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者
 - ⑥ 国税および地方税を滞納している者。
 - ⑦ サウンディング参加申込の記載内容が事実と反しているもの。

6.問合せ先・提出先

【問合せ先・提出先（調査委託先）】

株式会社建設技術研究所東京本社都市部 PFI・PPP 室

担当：松井、北村

住所：東京都中央区日本橋浜町 3-21-1（日本橋浜町 F タワー）

TEL：03-3668-1418（松井）

MAIL：hirakawa-kasseika@ctie.co.jp

【担当課】

平川市総務部みらい戦略室

担当：稲葉

住所：平川市柏木町藤山 16 番地 1（第 2 庁舎）

TEL：0172-55-7490